

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）が参加した研修（スポーツ大会）は、事業場内の業務行為に当たるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は株式会社〇〇の△△支社に勤務していたが、会社主催の研修（スポーツ大会）において、競技中に足首を捻り左足靭帯を負傷した。負傷後、〇病院を受診し「左膝関節捻挫」と診断された。

請求人は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

当社は、事業経営上、カンパニー制をひいており、そのカンパニー間は独立した組織である。カンパニー制を考慮すれば、監督署長の「『運動競技会は同一企業の労働者全員の出場を意図とすること』を満たしていない」とする理由は成り立たない。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 事業場内の運動競技の場合、「同一事業場又は同一企業に所属する労働者全員の出場を意図して行われるものであること。」及び「当日は、勤務を要する日とされ、出場しない場合には欠勤したものとして取り扱われること。」のいずれをも満たすことが業務行為の要件となっている。
- (2) 請求人の所属事業場は△△支社であり、研修の主催、参加対象及び参加者が、△△支社中の「Aカンパニー」のみであり、かつ他部門では実施していない。
- (3) よって、本件については、同一事業場又は同一企業に所属する労働者全員の出場を意図して行われているものではなく、判断基準に該当しないことから、不支給としたものである。

4 審査官の判断

- (1) 請求人の所属する株式会社〇〇はカンパニー制を採用しており、一般の事業場と異なり、それぞれのカンパニーを独立した一つの事業場とみなすことが、より実態に即しているものと判断される。
- (2) 原処分庁は、カンパニー制を採用している実態を全く考慮せずに、各部署が場所的に一か所に集まっていることをもって、支社を一つの単位として判断し結論付けている。
- (3) 判断要件のうち、競技会当日の出勤の扱い部分についての問題はない。
- (4) 以上から、一つの独立した事業場であるAカンパニーの所属労働者の全員が参加し実施された本件研修（スポーツ大会）は、事業場内の運動競技会における「業務行為」とであると認められる。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しないとした旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。